資料１－３

厚生労働省発生食 0817 第５号
令　和　３　年　８　月　１７　日

食品安全委員会
　委員長　山本 茂貴　殿

厚生労働大臣　田村　憲久
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第１条第１項及び食品安全委員会令第１条第１項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第１号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第３条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネＭＯＮ94100 系統

除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネＭＯＮ94100 系統
に係る食品健康影響評価について

１．趣旨

「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネＭＯＮ94100 系統」については、令和３年６月 17 日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

２．評価依頼品目の概要

本品目は、アブラナ科アブラナ属のセイヨウナタネ (*Brassica napus* L.)の従来品種65037を宿主とし、除草剤耐性の付与を目的として、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6株由来の改変*dmo*遺伝子の導入等を行って作出したものである。

３．付与される形質の概要

改変*dmo*遺伝子から発現するジカンバモノオキシゲナーゼは、ジカンバを脱メチル化する酵素である。ジカンバはこの酵素の働きで脱メチル化されると、除草活性のない3,6-ジクロロサリチル酸（DCSA; 3,6-dichlorosalicylic acid）とホルムアルデヒド（HCHO）となる。これにより、除草剤ジカンバに対する耐性を示す。

４．利用目的及び利用方法

本品目は、従来のセイヨウナタネと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のセイヨウナタネと変わらない。

５．海外の状況

本品目は、令和３年４月にカナダにおいて食品としての安全性認可を受けたものである。

６．今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。